

# 「ひかりクラウドPBX」のお試し利用に関する利用条件書

平成 30 年 12 月 3 日

## 目次

第 1 章	総則	3
第 1 条	(本条件書の目的)	3
第 2 条	(本条件書の変更)	3
第 3 条	(用語の定義)	3
第 2 章	「ひかりクラウドPBX」のお試し利用の提供	3
第 4 条	(提供区域)	3
第 3 章	利用条件等	3
第 5 条	(利用の単位)	3
第 6 条	(申込の方法)	3
第 7 条	(利用申込の承諾)	4
第 8 条	(権利の譲渡の禁止)	4
第 4 章	禁止行為	4
第 9 条	(営業活動の禁止)	4
第 10 条	(著作権等)	4
第 5 章	中止理由等	4
第 11 条	(利用中止)	4
第 12 条	(利用停止)	5
第 13 条	(利用の制限)	5
第 14 条	(「ひかりクラウドPBX」のお試し利用提供の終了)	5
第 15 条	(利用者による解約)	5
第 16 条	(当社による解約)	6
第 6 章	提供機能	6
第 17 条	(提供機能)	6
第 7 章	損害賠償	6
第 18 条	(責任の制限)	6
第 19 条	(免責)	7
第 8 章	個人情報等の取扱い	7
第 20 条	(個人情報の取扱い)	7
第 21 条	(データ等の取扱い)	7
第 9 章	雑則	7
第 22 条	(承諾の限界)	7
第 23 条	(非保証)	7
第 24 条	(利用者の義務)	7

第 25 条（設備等の準備） .....	8
第 26 条（法令に規定する事項） .....	8
第 27 条（準拠法） .....	8
第 28 条（紛争の解決） .....	8

## 第1章 総則

### 第1条 (本条件書の目的)

- 1 西日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、「ひかりクラウドPBX」のお試し利用に関する利用条件書（以下「本条件書」といいます。）を定めます。
- 2 「ひかりクラウドPBX」のお試し利用は、当社のひかりクラウドPBX利用規約に規定するひかりクラウドPBXサービスの利用を検討している者を対象として、利用可能期間、提供機器及びオンネット番号の数を限定して提供します。
- 3 本条件書に定める条件とひかりクラウドPBX利用規約の定めが相違又は矛盾する場合は、本条件書が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (本条件書の変更)

当社は、本条件書の全部又は一部を、利用者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の条件によります。

### 第3条 (用語の定義)

本条件書において用いられる用語は次の用語のほか、当社のひかりクラウドPBX利用規約の定めるところに準じるものとします。

用語	用語の意味
利用者	「ひかりクラウドPBX」のお試し利用の申し込みの承諾を受けている者

## 第2章 「ひかりクラウドPBX」のお試し利用の提供

### 第4条 (提供区域)

「ひかりクラウドPBX」のお試し利用は、インターネット通信が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 利用条件等

### 第5条 (利用の単位)

1 の利用者に対して1 の「ひかりクラウドPBX」のお試し利用が可能とします。利用者は複数の「ひかりクラウドPBX」のお試し利用はできないものとします。

### 第6条 (申込の方法)

「ひかりクラウドPBX」のお試し利用を申込むときは、本条件書の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を申し出て頂きます。

- (1) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用に係る当社の指定する事項
- (2) その他申込みの内容を特定するための事項

#### 第7条 (利用申込の承諾)

- 1 当社が指定する方法にて利用者が「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したことをもって、当社は本条件書の成立とみなします。
- 2 当ひかりクラウドP B Xのお試し利用に、多数の申し込みをいただいた場合、お申込みをお待ちいただいたり、お申し込みを承諾できない場合がございます。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用を提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の申込みをした者が当社のサービスの利用を停止されているもしくは停止されたことがある又は当社のサービスに係わる契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (3) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の申込みをした者が「ひかりクラウドP B X」のお試し利用又はひかりクラウドP B Xを利用したことがあるとき又は現に利用しているとき。
  - (4) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
  - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 4 当社が、前3項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第8条 (権利の譲渡の禁止)

- 1 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の提供を受ける権利は利用者のみならず、第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。
- 3 前項に規定するほか、当社は、「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の申込みをした本人にのみ提供します。

### 第4章 禁止行為

#### 第9条 (営業活動の禁止)

「ひかりクラウドP B X」のお試し利用に係わる営業活動の禁止については、ひかりクラウドP B X利用規約の定めるところに準じるものとします。

#### 第10条 (著作権等)

「ひかりクラウドP B X」のお試し利用に係わる著作権等については、ひかりクラウドP B X利用規

約の定めるところに準じるものとします。

## 第5章 中止理由等

### 第 11 条 (利用中止)

- 1 当社は、次の場合には、「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の障害、保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (2) 第 13 条 (利用の制限) の規定により、「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の提供を制限するとき。
  - (3) その他、当社が「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、第 1 項の規定により「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の利用中止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 第 12 条 (利用停止)

- 1 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の利用を停止することがあります。
  - (1) 利用者が当社と契約を締結している又は締結していたサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
  - (3) 第 9 条 (営業活動の禁止)、第 10 条 (著作権等) 及び第 24 条 (利用に係る利用者の義務) の規定に違反したとき。
  - (4) 当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備又は NTT コミュニケーションズの電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - (5) 当社に損害を与えたとき。
  - (6) 当社から提供された ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与したとき。
  - (7) 利用者が第 8 条 (権利の譲渡の禁止) に違反していることを当社が知ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第 1 項の規定により「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の利用停止をしたことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 第 13 条 (利用の制限)

「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の制限については、ひかりクラウドP B X利用規約の定めるところに準じるものとします。

第 14 条（「ひかりクラウド P B X」のお試し利用提供の終了）

- 1 当社は、「ひかりクラウド P B X」のお試し利用を継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその契約を解約する場合は、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 15 条（利用者による解約）

「ひかりクラウド P B X」のお試し利用の解約については、ひかりクラウド P B X 利用規約の定めるところに準じるものとします。

第 16 条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ利用者に通知した後、「ひかりクラウド P B X」のお試し利用を解除することがあります。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の利用者への通知をすることなく「ひかりクラウド P B X」のお試し利用を解除できるものとします。

- 1 第 12 条（利用停止）の規定により「ひかりクラウド P B X」のお試し利用の利用を停止された利用が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 第 14 条（「ひかりクラウド P B X」のお試し利用の終了）に定めるとき。
- 3 利用者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 提供機能

第 17 条（提供機能）

当社は、「ひかりクラウド P B X」のお試し利用に係わる基本機能を次のとおり提供します。

区分	内容
オンネット通信機能	インターネットを介して同一のオンネットグループにおいて通話を行うことができる機能

#### 備考

- (1) 利用者が「ひかりクラウドPBX」のお試し利用を利用できる期間は、当社が本サービスの提供を開始した日から10営業日とします。
- (2) 「ひかりクラウドPBX」のお試し利用に係わるオンネット番号の数は10を上限とします。
- (3) 当社は、「ひかりクラウドPBX」のお試し利用の提供にあたり、ボイスハードウェア等及びVoIPゲートウェイ装置を提供しません。
- (4) 「ひかりクラウドPBX」のお試し利用後、「ひかりクラウドPBX」のサービスをご利用になる場合は、別途、契約手続きが必要です。
- (5) 通信環境、通信費およびサービスのご利用に必要な機器は、ご利用者様にてご用意ください。

## 第7章 損害賠償

### 第18条 (責任の制限)

- 1 当社は、「ひかりクラウドPBX」のお試し利用において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないこととします。当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の「ひかりクラウドPBX」のお試し利用に係わる業務の遂行上著しい支障があるときは、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータを消去することがあります。
- 2 当社は、当社のサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。

### 第19条 (免責)

- 1 当社は、ひかりクラウドPBXのお試し利用によって、利用者または第三者に生じた一切の損害については、賠償の責任を負わないものとし、利用者は当社にその損害の賠償を請求しないものとし、
- 2 前項に規定するほか、「ひかりクラウドPBX」のお試し利用に係わるその他免責については、ひかりクラウドPBX利用規約の定めるところに準じるものとし、

## 第8章 個人情報等の取扱い

### 第20条 (個人情報の取扱い)

本契約に係わる個人情報の取り扱いについては、ひかりクラウドPBX利用規約の定めるところに準じるものとし、

### 第21条 (データ等の取扱い)

本契約に係わるデータ等の取り扱いについては、ひかりクラウドPBX利用規約の定めるところに

準じるものとしします。

## 第9章 雑則

### 第22条 (承諾の限界)

本契約に係わる承諾の限界については、ひかりクラウドP B X利用規約の定めるところに準じるものとしします。

### 第23条 (非保証)

当社は、利用者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用が他人の権利を侵害しないこと
- (2) 「ひかりクラウドP B X」のお試し利用が利用者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと

### 第24条 (利用者の義務)

本契約に係わる利用に係わる利用者の義務については、ひかりクラウドP B X利用規約の定めるところに準じるものとしします。

### 第25条 (設備等の準備)

本契約に係わる利用に係わる設備等の準備については、ひかりクラウドP B X利用規約の定めるところに準じるものとしします。

### 第26条 (法令に規定する事項)

「ひかりクラウドP B X」のお試し利用の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第27条 (準拠法)

本条件書における同意の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとしします。

### 第28条 (紛争の解決)

- 1 本条件書の条項又は本条件書に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとしします。
- 2 本条件書に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。